沖縄海区漁業調整委員会指示29第2号

沖縄島北部並びに伊平屋島及び伊是名島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会 会長 金城明律

(指示の内容)

第1 以下の区域において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満の スジアラ及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならな い。

(対象区域)

- 第2 共同漁業権第1号から第6号までの区域(次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次結んだ線並びにツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びツで囲まれた区域と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。別図参照)
 - ア 北緯26度25.328分、東経127度44.518分
 - イ 北緯26度27.116分、東経127度44.075分
 - ウ 北緯26度32.624分、東経127度54.054分
 - エ 北緯26度33.856分、東経127度56.291分
 - 才 北緯26度35.540分、東経127度53.470分
 - カ 北緯26度39.332分、東経127度46.475分
 - キ 北緯26度41.343分、東経127度42.796分
 - ク 北緯26度46.600分、東経127度39.900分
 - ケ 北緯26度43.858分、東経127度52.024分
 - コ 北緯26度43.608分、東経127度55.006分
 - サ 北緯26度43.840分、東経128度07.743分
 - シ 北緯26度53.054分、東経128度14.629分
 - ス 北緯26度53.161分、東経128度17.985分
 - セ 北緯26度45.131分、東経128度22.303分
 - ソ 北緯26度33.310分、東経128度11.895分
 - タ 北緯26度27.952分、東経128度02.432分
 - チ 北緯26度30.588分、東経127度59.857分
 - ツ 北緯26度52.170分、東経127度55.711分
 - テ 北緯26度53.503分、東経127度53.614分
 - ト 北緯26度58.702分、東経127度52.015分
 - ナ 北緯27度 6.638分、東経128度 0.338分
 - 二 北緯27度 7.263分、東経128度 3.070分
 - ヌ 北緯26度54.047分、東経127度58.337分

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までと する。

【別図】

